東京都担当確認令和2年3月2日東京都作業部会確認令和2年3月3日

事業名 各競技会場における防火防災管理業務の一部業務委託

案件名 オリンピックスタジアム他9会場における防火防災管理業務に係る一部業務委託

確認の視点		東京都の見解	備考
		本事業は、東京 2020 大会における各競技会	
経費の負担が平成 29		場の防火防災管理を法令等に基づき確実に	
		実施するために必須なものである。したがっ	
年5月31日の合意の		て、大会に必要な経費として平成 29 年 5 月	
考え方に基づくもの		31日の大枠の合意に基づき、パラリンピック	
であること		経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項で	
		ある。	
事業の執行に	当た		
り、大会運営を担う		本事業は、大会運営の一環として実施する事	
組織委員会が一括し		業であり、組織委員会が関係者と調整を図り	
て執行した方が効率		ながら一元的に実施した方が効率的かつ効	
的、効果的であるこ		果的と考える。	
と			
		本事業は、東京 2020 大会における各競技会	
経費の内容等	必	場に係る消防関係法令上の要件と、大会運営	
が必要性(必要	要性	上の安全・安心を確保するため、大会の成功	
な内容、機能か		には必須である。	
など)、効率性		本事業は、施設や会場に精通した施設管理者	
(適正な規模、	効 率	や会場警備事業者と個別協議の上、対応可能	
単価かなど)、	性性	な会場を抽出、精査することで経費削減を行	
納得性 (類似の		っており、効率性について配慮している。	
ものと比較し		本事業は、一般競争による調達先を検討した	
て相応かなど)		が、資格や専門性を必要とする要員の確保が困	
等の観点から	納	難で対応できないことから、競技会場特有の状	
妥当なもので	得 性	況や課題を的確に把握している既存施設管理	
あること		者や会場警備受託事業者と協議し、精査した価	
		格を計上している。	
その他経費の内容等 が公費負担の対象と して適切なものであること		本事業は、大会開催時の各会場における防火	
		防災管理において、消防関係法令を遵守し安	
		全・安心な大会を実現するに必要な事業であ	
		り、公費負担の対象として適切と言える。ま	
		た、V4予算内に収まっている。	

^{*}公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

東京都担当確認令和2年3月2日東京都作業部会確認令和2年3月3日

事業名 各競技会場における防火防災管理業務の一部業務委託

案件名 東京アクアティクスセンター会場他1会場における防火防災管理業務に係る一部 業務委託

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29		本事業は、東京 2020 大会における各競技会	
		場の防火防災管理を法令等に基づき確実に	
		実施するために必須なものである。したがっ	
年5月31日の合意の		て、大会に必要な経費として平成 29 年 5 月	
考え方に基づくもの		31日の大枠の合意に基づき、パラリンピック	
であること		経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項で	
		ある。	
事業の執行に当た			
り、大会運営を担う		本事業は、大会運営の一環として実施する事	
組織委員会が一括	il	業であり、組織委員会が関係者と調整を図り	
て執行した方が効率		ながら一元的に実施した方が効率的かつ効	
的、効果的である	ے	果的と考える。	
ک			
		本事業は、東京 2020 大会における各競技会	
経費の内容等	必	場に係る消防関係法令上の要件と、大会運営	
が必要性(必要	要性	上の安全・安心を確保するため、大会の成功	
な内容、機能か		には必須である。	
など)、効率性		本事業は、施設や会場に精通した施設管理者	
(適正な規模、	効率:	や会場警備事業者と個別協議の上、対応可能	
単価かなど)、	性	な会場を抽出、精査することで経費削減を行	
納得性 (類似の		っており、効率性について配慮している。	
ものと比較し		本事業は、一般競争による調達先を検討した	
て相応かなど)		が、資格や専門性を必要とする要員の確保が困	
等の観点から	納得	難で対応できないことから、競技会場特有の状	
妥当なもので ↑	性	況や課題を的確に把握している既存施設管理	
あること		者や会場警備受託事業者と協議し、精査した価	
		格を計上している。	
その他経費の内容等 が公費負担の対象と して適切なものであること		本事業は、大会開催時の各会場における防火	
		防災管理において、消防関係法令を遵守し安	
		全・安心な大会を実現するに必要な事業であ	
		り、公費負担の対象として適切と言える。ま	
		た、V4予算内に収まっている。	

^{*}公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

東京都担当確認令和2年3月2日東京都作業部会確認令和2年3月3日

事業名 各競技会場における防火防災管理業務の一部業務委託

案件名 有明アリーナ会場における防火防災管理業務に係る一部業務委託

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平 年5月31日の合 考え方に基づく であること 事業の執行に り、大会運営を 組織委員会が一	成 29) 意 も 当 担 括	東京都の見解 本事業は、東京 2020 大会における各競技会場の防火防災管理を法令等に基づき確実に実施するために必須なものである。したがって、大会に必要な経費として平成 29 年 5 月31 日の大枠の合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項である。 本事業は、大会運営の一環として実施する事業であり、組織委員会が関係者と調整を図りながら一元的に実施した方が効率的かつ効	(備考
て執行した方が効率 的、効果的であるこ と		果的と考える。	
経費の内容等 が必要性(必要 な内容、機能か	必要性	本事業は、東京 2020 大会における各競技会場に係る消防関係法令上の要件と、大会運営上の安全・安心を確保するため、大会の成功には必須である。	
など)、効率性 (適正な規模、 単価かなど)、 納得性(類似の	効率性	本事業は、施設や会場に精通した施設管理者 や会場警備事業者と個別協議の上、対応可能 な会場を抽出、精査することで経費削減を行 っており、効率性について配慮している。	
ものと比較し て相応かなど) 等の観点から 妥当なもので あること	納得性	本事業は、一般競争による調達先を検討したが、資格や専門性を必要とする要員の確保が困難で対応できないことから、競技会場特有の状況や課題を的確に把握している既存施設管理者や会場警備受託事業者と協議し、精査した価格なまします。	
その他経費の内容等 が公費負担の対象として適切なものであること		格を計上している。 本事業は、大会開催時の各会場における防火 防災管理において、消防関係法令を遵守し安 全・安心な大会を実現するに必要な事業であ り、公費負担の対象として適切と言える。ま た、V4予算内に収まっている。	

^{*}公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。